

大田原税務署からのお知らせ

1. 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度】

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続きの効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には

- マイナンバー(12桁)の記載が必要です
- 本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

【本人確認(番号確認及び身元確認)を行うときに使用する書類の例】

- 例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
 - 例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
- ※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。
 ※町の確定申告の際には、本人確認書類の写しの添付が必要となります。



2. 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

【公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

那須町移住促進住宅取得等補助金について

町では、町外からの転入者の増加により、定住人口の拡大を図るため、45歳未満の若者等の住宅の購入や住宅の増改築に対して補助金を交付します。

▼対象

- ・平成28年4月1日以降に那須町に転入された方
- ・配偶者がいる方
- ・本人または配偶者のいずれかが満45歳未満である方
- ・町が交付する建築に関する補助金の交付を受けたことがない方

▼補助金の額

那須町住宅建設資金利子補給制度について

金融機関から住宅の新築または増改築に必要な資金の貸し付けを受けた方に対し、利子の一部を補助します。

▼貸付限度額 500万円以内

※貸し付けを受けている金額のうち利子補給の対象となる限度額

▼利子補給率 年度末貸付残高に

対し年利2%以内

※平成27年度06%

▼期間 金融機関から住宅資金の貸し付けを受けたときから5年以内

【基本額】

- 新築住宅50万円
- 中古住宅30万円
- 増改築(30㎡以上)20万円

【加算額】

- 18歳未満の被扶養者1人あたり20万円
- 三世代同居20万円
- 町内事業者施工20万円

※基本額・加算額を組み合わせると最大130万円を交付します。
 ※詳しくは町ホームページをご覧ください。
 ※詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎026955

▼補助対象者の条件

- 町内に住所を有する者
- 町内に自分の住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている者
- 対象となる住宅は、新築で延床面積200平方メートル(約60坪)以内、増改築は既設面積を含め200平方メートル以内

※詳しくは町ホームページをご覧ください。
 ※詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎026955

進係 ☎026955